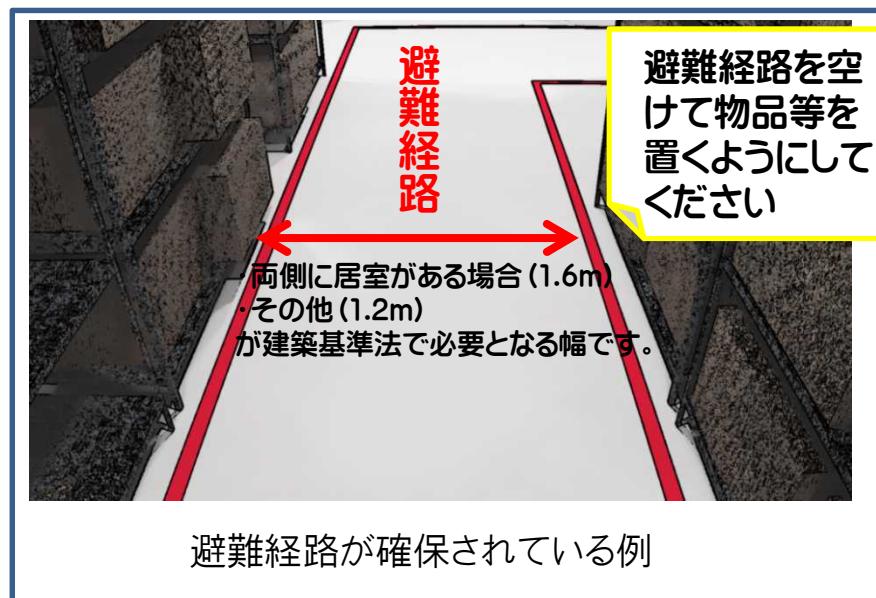


できていますか？適切な維持管理
～建物には適切な維持管理を～

1. 避難経路の確保

○災害発生時に建物から避難する経路です。

災害等が発生した際に、建物から外へ避難するための避難経路が確保されていないと避難がスムーズにできずに逃げ遅れる可能性があります。



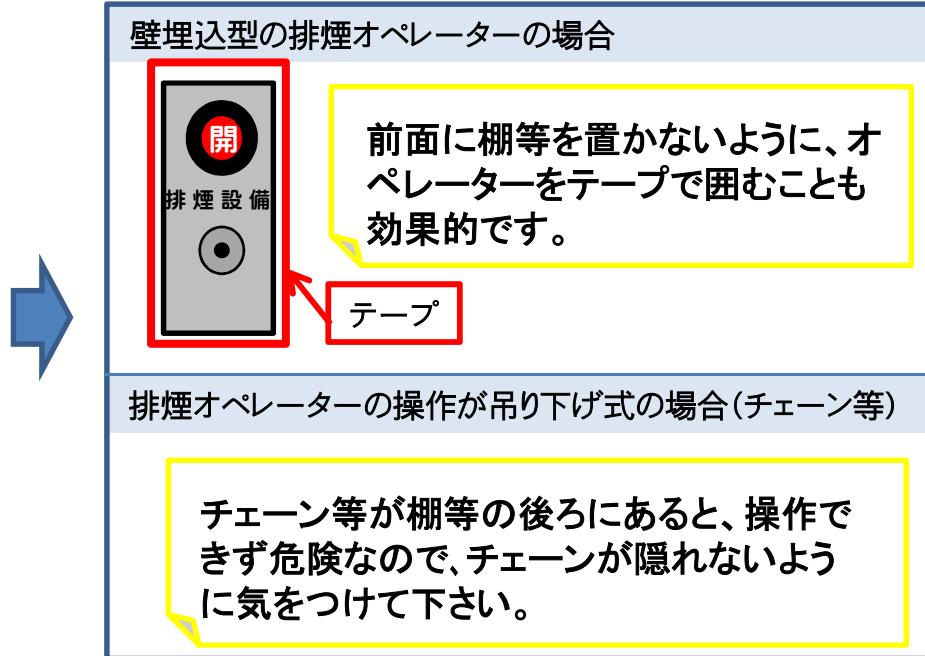
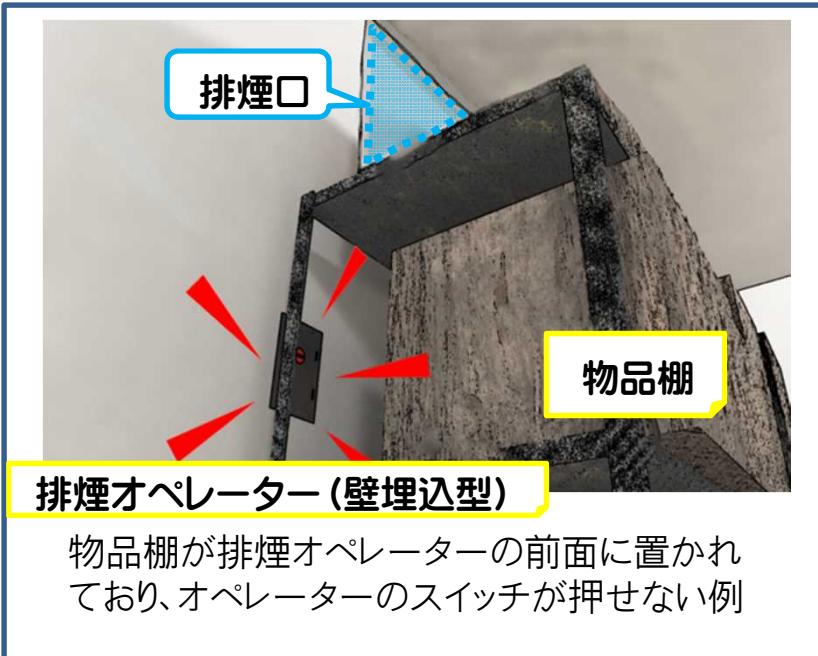
～維持管理上のポイント～

- 床面にテープや着色にて避難経路の位置と幅を表示し、これらを従業員の方に認識してもらうことで、経路上に段ボール等が置かれること防ぎ、避難経路を確保することを促す。

2. 排煙オペレーターの作動スイッチ

○火災発生時に煙を外へ逃がすための排煙口を開けるスイッチです。

このスイッチが押せないと排煙口が開かず、避難をする前に、建物内に煙が充満する危険性があります。



～維持管理上のポイント～

- ・従業員に対し排煙オペレーターの位置や役割を周知し、迅速にオペレーターを見出し、スイッチを押すことができるようとする。
- ・排煙オペレーターが吊り下げ式の場合はチェーン等が操作できるようにしておくこと。
- ・排煙オペレーターの前には物品を置かないように、床に物品を置いてはいけない部分にマーキングをする。
- ・従業員に対し排煙口を塞ぐような掲示物等を設けないよう、周知する。

3. 非常用の照明装置

○停電の際に避難経路を照らし、避難を助ける照明器具です。

この非常用の照明装置が点灯しないと非常時の停電の際に、避難経路が分からず、逃げ遅れる可能性があります。



非常用照明装置の点灯確認方法

（写真の照明装置は紐を引くことで点灯確認ができるものです。）



蛍光灯が外された非常用の照明装置の例

（写真の照明装置は節電等を目的に蛍光灯自体が外されてしまっています。）



建築された後、非常用の照明装置の下にパーテーションが設置されている例

（このような状態では、避難経路上に十分な照度が確保できません。）

～維持管理上のポイント～

・ 非常用の照明装置の充電がされているか確認を行い、充電がされていない場合は電気業者へ相談する。
（確認は少なくとも1年に1回程度）

・ 非常用の照明装置が改修等により撤去されていないか確認し、撤去されている場合には設置を行う。
・ 紐が付いている所は非常用の照明装置になっているので外さない。

・ 非常用の照明装置の下部分に電球からの光を遮るような間仕切りや棚等を設置しない。